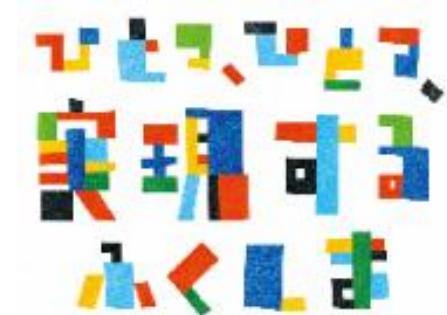
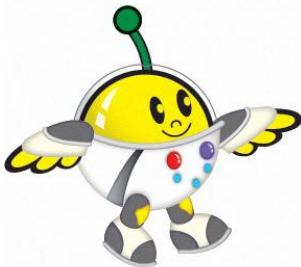


---

# 地域復興実用化開発等促進事業 公募説明資料

---

福島県 商工労働部 産業振興課  
(令和8年度)



# 目次

- P.4 事業の目的
- P.6 事業の要件
- P.30 補助率、補助額
- P.33 補助対象経費
- P.45 評価項目
- P.49 今後について
- P.60 留意事項
- P.68 昨年度からの変更点

# 福島イノベーション・コスト構想推進施設整備等補助金 (地域復興実用化開発等促進事業)

## 令和8年度予算 (案) 74億円 (45億円)

事業目的・概要	事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)
<p><b>事業目的</b></p> <p>福島イノベーション・コスト構想の実現に向け、福島県浜通り地域等において、ロボット技術をはじめエネルギー・農業など多岐にわたる先端分野の地域復興に資する実用化開発を促進し、これら先端分野の課題の解決に向けて開発された技術や人材により、福島県浜通り地域等の産業復興を支える新技術・新産業の創出を目的とする。</p> <p><b>事業概要</b></p> <p>福島県浜通り地域等において、国内外の研究者、技術者、企業等の英知を結集するためにも、共同で研究を行い、イノベーションを創出する環境を整備していくことが必要。</p> <p>また、廃炉や被災地域の復興を円滑に進めていくためには、福島県浜通り地域等の産業復興を支える新技術や新産業創出の原動力となるロボット技術やエネルギー、農業分野など多岐にわたる先端分野の課題の解決に向けた技術開発等が求められている。</p> <p>そのため、福島イノベーション・コスト構想の重点6分野(*1)について、福島県浜通り地域等において地元企業又は地元企業と連携する企業が実施する実用化開発等の費用を支援する。また、「地域課題解決枠(仮称)」により、自治体(*2)の課題解決に資する事業を重点支援する。</p>	<p><b>(1) 一般枠</b></p> <pre>graph LR; Country[国] -- "補助(定額)" --&gt; Fukushima[Fukushima県]; Fukushima -- "補助(最大で2/3)" --&gt; Private[民間企業等];</pre> <p><b>(2) 地域課題解決枠(仮称)</b></p> <pre>graph LR; Country[国] -- "補助(定額)" --&gt; Fukushima[Fukushima県]; Fukushima -- "補助(最大で3/4)" --&gt; Private["自治体と連携して事業を実施する民間企業等"];</pre>
	<p><b>成果目標・事業期間</b></p> <p>平成28年度から令和12年度までの15年間の事業であり、短期的には福島県浜通り地域等の企業による実用化開発事業の累計事業化件数218件を目指す。長期的には補助金を活用した事業の福島県内での事業活動による累計売上高3,900億円を目指す。</p>

\*1 廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙

\*2 福島イノベーション・コスト構想に位置付けられた浜通り地域等の15市町村に限る

# 1 事業の目的

- 福島イノベーション・コスト構想※  
の重点分野について、地元企業等又は  
地元企業等と連携する企業が行う  
実用化開発等を促進し、福島県浜通り  
地域等の産業復興の早期実現を図る。

※以下、「イノベ構想」という。



## ポイント①

### ● 令和8年度制度改正のポイント

- 令和7年6月に改定された「福島イノベーション・コスト構想を基軸とした産業発展の青写真」においては、福島県浜通り地域等をあらゆるチャレンジを可能にする「実証の聖地」と位置付け、産業集積の構築を具体的に推進するとともに、暮らしを支えるイノベーションの創出を促進する方針が示されています。本事業では、この青写真の改定内容を踏まえ、以下の変更を実施します。
  - ✓ 実証フェーズの取組を重視する新たな審査基準を導入
  - ✓ 浜通り地域等の産業課題や地域課題の解決に資する取組を重点的に支援するため、「地域課題解決枠」を新設。地域課題解決の促進に向け、産業支援機関や教育機関等の「イノベ構想地域パートナー」との連携による事業実施を推奨
  - ✓ 地域への定着を促進するため、福島県内に本支店がある地域金融機関等からの確認書等を提出した場合に加点

- なお、上記以外にも変更点がありますので、本説明資料とあわせて、募集要領を必ずご確認ください。

## 1 事業の目的

- 福島イノベーション・コスト構想の重点分野について、地元企業等又は地元企業等と連携する企業が行う実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域等の産業復興の早期実現を図る

## 2 事業の要件（定義）

### ● 福島イノベーション・コスト構想

- 福島イノベーション・コスト構想は、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指すものです。廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産等の分野におけるプロジェクトの具体化を進めるとともに、産業集積や人材育成、交流人口の拡大等に取り組んでいます。

## 1 事業の目的

- 福島イノベーション・コスト構想の**重点分野**について、地元企業等又は地元企業等と連携する企業が行う実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域等の産業復興の早期実現を図る

## ● 重点分野【補助対象分野】

1. 廃炉
2. ロボット・ドローン
3. エネルギー・環境・リサイクル
4. 農林水産業
5. 医療関連
6. 航空宇宙

## 1 事業の目的

- 福島イノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企業等又は地元企業等と連携する企業が行う実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域等の産業復興の早期実現を図る

## ● 福島県浜通り地域等【補助対象地域】

- “いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村”の15市町村
- ✓ 避難指示を受けた被災12市町村に、  
いわき市、相馬市、新地町を加えた地域が対象です。

## 1 事業の目的

- 福島イノベーション・コスト構想の重点分野について、地元企業等又は地元企業等と連携する企業が行う実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域等の産業復興の早期実現を図る

## ● 地元企業等【補助事業者】

- 福島県浜通り地域等に拠点が所在する法人格を有する以下の団体等
  - ◆ 本社、試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点等が所在する企業
  - ◆ 国立研究開発法人である研究所、大学、高専
  - ◆ 農業協同組合その他の団体
- ✓ 単独で本事業への提案が可能です。
- ✓ 個人事業者は対象になりません。



## ポイント②

- 地元企業等の判断は、どの様に行われるのか？

- 原則、登記により、浜通り地域等の拠点であるか確認します。
  - ✓ 実用化開発等が可能な拠点であるか、併せて確認します。
  - ✓ 会社の規則等により、登記事項証明書を提出できない場合、その理由書及び拠点の外観・施設内の写真により認められる場合があります。



## ポイント③

- 今後、福島県浜通り地域等に拠点を設ける場合、地元企業等として認められるのか？
- 原則、交付提案（交付提案書の提出）までに拠点を整備する必要があります。
  - ✓ ポイント①のとおり、登記等が必要です。
  - ✓ 福島ロボットテストフィールドやインキュベーション施設等への入居を予定している場合は、その旨を交付提案書に記載することで認められる場合があります。

 **ポイント④**

- **福島県浜通り地域等に立地する研究開発拠点等を活用する場合、地元企業等として認められるのか？**
  - 一定期間、継続的に利用する場合は、認められる場合があります。
    - ✓ 例) 福島ロボットテストフィールド研究棟の「研究室」に入居し、研究開発を行う場合



## ポイント⑤

- 震災により、福島県浜通り地域等外へ移転しているが、地元企業等として認められるのか？

➤ 認められません。

- ✓ 福島県浜通り地域等に登記や生産拠点等が残っていても、従業員がおらず、実質的に、実用化開発等ができない場合は、認められません。
- ✓ 交付提案までに再開し、その後実用化開発等を行う予定であれば、対象になります。

## 1 事業の目的

- 福島イノベーション・コスト構想の重点分野について、地元企業等又は地元企業等と連携する企業が行う実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域等の産業復興の早期実現を図る

## ● 地元企業等との連携 【補助事業者】

- 地元企業等と連携して提案する企業
  - ✓ 企業に限るものとします。
  - ✓ 事業は地元企業等が主となるようにしてください。
  - ✓ 地元企業等と連携する提案の例
    - 地元企業等による機体開発 × 連携企業による制御システム開発
    - 連携企業による原料開発 × 地元企業等による製造プロセス開発
    - 2社共同での試作品開発 × 2社共同でのフィールド実証



## ポイント⑥

- 補助事業者として、地元企業等に、県の試験研究機関（ハイテクプラザ等）は含まれるか？

➤ 含まれません。ただし、委託先や地域課題解決枠におけるイノベ構想地域パートナーとしての参画は可能です。

- ✓ 国立研究開発法人の研究所や大学、高専は、地元要件を満たせば地元企業等になります。また、委託先になることも可能です。
- ✓ 委託先とする場合、委託費は直接経費の30%以下に留意ください。
- ✓ イノベ構想地域パートナーについては、p.28をご覧ください。委託先としての関係の場合もパートナーに含まれますが、情報提供・助言を受ける等のより幅広い提携関係も、実用化・事業化に資する連携と認めえます。



## ポイント⑦

- 連携して実施する場合、  
どの様に提案すればよいのか？

- 個々に交付提案いただきますが、提案内容は連携各社で同一とする必要があります。
  - ✓ 連携体全体としての計画と担当分の計画を提案書に示していただきます。
  - ✓ 事業計画名は連携体で統一してください。
  - ✓ 交付決定や補助金の支払いは個々に行います。
  - ✓ 実績報告等は個々に行っていただきますが、記載内容は連携各社で同一とする必要があります。

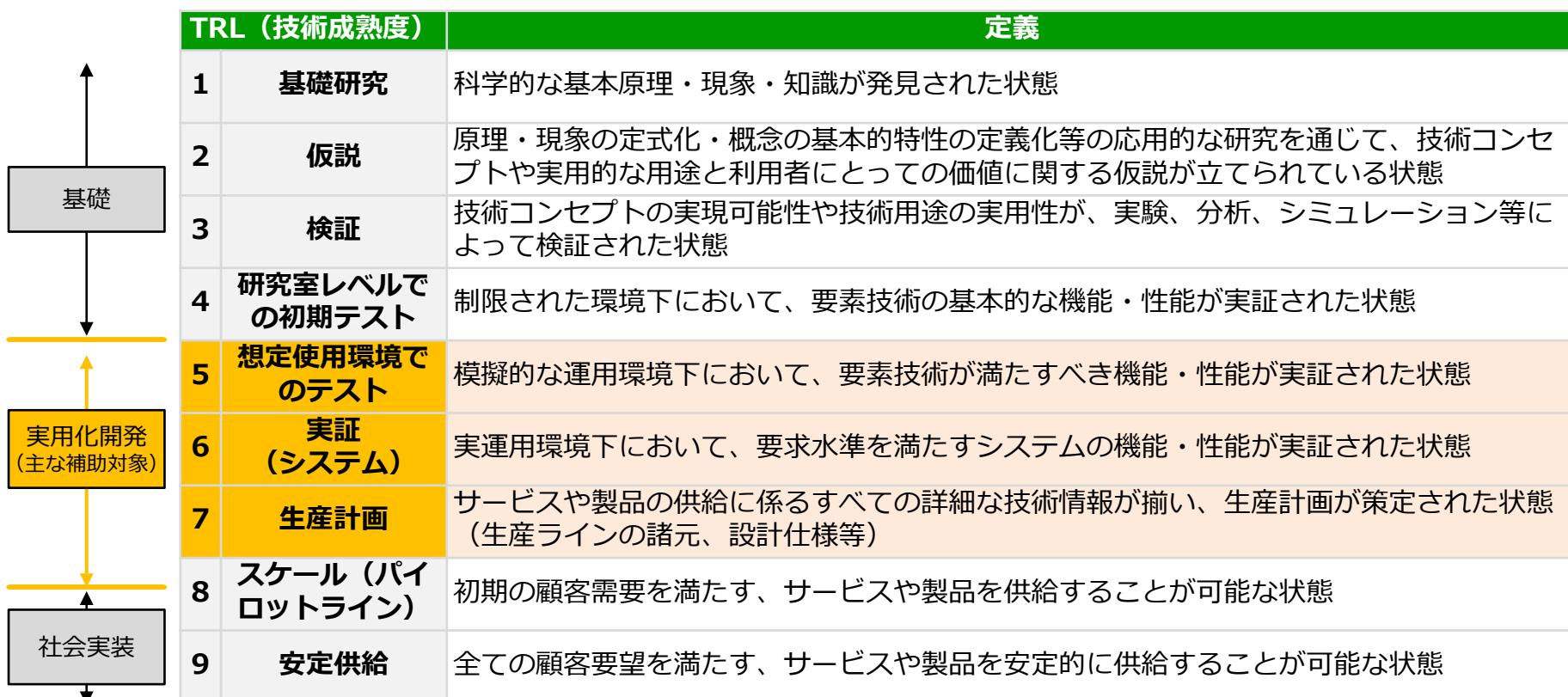
## 1 事業の目的

- 福島イノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企業等又は地元企業等と連携する企業が行う実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域等の産業復興の早期実現を図る

## ● 実用化開発等【補助対象】

- 原則として、浜通り地域等において実施される重点分野に係る研究開発や実証など実用化・事業化に向けた取組。
  - ✓ 製品開発に限らず、製品等を構成する部品や要素技術開発なども対象ですが、基礎研究や研究開発の前段階となる可能性調査は、対象外です。
  - ✓ 実証段階を中心とした取組等、より事業化が見込まれる場合も審査上評価します。補助事業 자체の中で売上をあげることは原則として認められませんが、将来的な顧客等からのフィードバック等を目的とした有償実証が可能です。 **P.42-44**を確認してください。
  - ✓ 詳細は、次頁以降に示すTRL・BRLの考え方を参照してください。

- TRL (Technology Readiness Level) は、特定の技術の成熟度レベルを評価するために技術開発プロジェクト等で一般的に使用される指標で、TRL4までがラボレベル、TRL8以上が実用化以降の市販できるレベルです。
- 本事業では、ラボレベルでの概念検証 (PoC (Proof of Concept) ) が完了しており、サービスや製品の実用化を目指す取組を支援することから、主に TRL5以上の提案を補助対象として想定します。



The diagram illustrates the 9 levels of Technology Readiness Level (TRL) from Foundation to Social Implementation. The vertical axis on the left indicates the progression from Foundation (top) to Social Implementation (bottom).

TRL (技術成熟度)		定義
基礎	1 基礎研究	科学的な基本原理・現象・知識が発見された状態
	2 仮説	原理・現象の定式化・概念の基本的特性の定義化等の応用的な研究を通じて、技術コンセプトや実用的な用途と利用者にとっての価値に関する仮説が立てられている状態
	3 検証	技術コンセプトの実現可能性や技術用途の実用性が、実験、分析、シミュレーション等によって検証された状態
実用化開発 (主な補助対象)	4 研究室レベルでの初期テスト	制限された環境下において、要素技術の基本的な機能・性能が実証された状態
	5 想定使用環境でのテスト	模擬的な運用環境下において、要素技術が満たすべき機能・性能が実証された状態
	6 実証 (システム)	実運用環境下において、要求水準を満たすシステムの機能・性能が実証された状態
社会実装	7 生産計画	サービスや製品の供給に係るすべての詳細な技術情報が揃い、生産計画が策定された状態 (生産ラインの諸元、設計仕様等)
	8 スケール (パイロットライン)	初期の顧客需要を満たす、サービスや製品を供給することが可能な状態
	9 安定供給	全ての顧客要望を満たす、サービスや製品を安定的に供給することが可能な状態

- BRL (Business Readiness Level) は、特定の**ビジネスの成熟度レベルを評価**するために技術開発プロジェクト等で一般的に使用される指標です。
- 本事業では、**提案までに事業モデルの仮説立案まで完了していることを前提**とします。
- 事業終了後の確実な成果創出・社会実装に向けて、**事業モデルの成立性検証**や**想定顧客のフィードバックテストが重要**であることから、事業期間中に BRL5~7の達成を目指す取組を主な補助対象として想定します。

The diagram illustrates the progression of Business Readiness Levels (BRL) from Foundation to Social Implementation. A vertical axis on the left shows the levels: Foundation (BRL 1-2), Development (BRL 3-4), Testing (BRL 5-6), and Implementation (BRL 7-9). A yellow arrow points upwards from the 'Development' box to the 'Testing' box, indicating the flow of the process. The 'Testing' box is highlighted in yellow, signifying the main target for the project. The 'Implementation' box is also highlighted in yellow. The 'Foundation' and 'Development' boxes are grey, and the 'Implementation' box is grey.

BRL (事業成熟度)		定義
1	<b>基礎研究</b>	潜在的課題、顧客、解決方法等が発見された状態
2	<b>仮説</b>	課題と顧客が明確化され、提供価値、リターン・コスト等の事業モデルに関する仮説が立てられている状態（リーン・キャンバス等）
3	<b>検証</b>	事業モデルの仮説が顧客にとって有望であることが、ペーパープロトタイプ、プレゼンテーション、アンケート等のテストで検証された状態
4	<b>実用最小限の初期テスト</b>	一部で旧技術を使用した限定的な機能を有する試作品を用いた疑似体験によって、提供価値が想定顧客にとって有用であることが実証された状態
5	<b>想定顧客のフィードバックテスト</b>	想定顧客からフィードバックを得ながら、顧客要望を満たす機能・性能が定義・設計され、その設計条件で事業モデルの妥当性が実証された状態
6	<b>実証</b>	サービスや製品が実際に初期顧客に提供され、設計した条件で事業モデルの成立性や高い顧客満足度が実証された状態
7	<b>事業計画</b>	上記の事業モデルを基にした、事業ロードマップ、投資計画、収益予測等を含む事業計画が策定された状態
8	<b>スケール</b>	定期的な想定顧客からのフィードバックを基に、サービスや製品が改善されている状態 サービスや製品が、新規顧客に展開可能な根拠がある状態
9	<b>安定成長</b>	プロダクト及び提供者がよく知られ、売上高等が健全に成長する状態



## ポイント⑧-1

令和8年度変更あり

### ● 福島県浜通り地域等以外での実用化開発等の実施は認められるのか？

- 福島県浜通り地域等の産業復興に寄与するかどうかが、審査項目の1つです。  
この点を踏まえ判断されます。
  - ✓ 施設・設備等の設置場所は、より厳しく審査されます。
- 従って、原則、補助対象事業は福島県浜通り地域等で実施いただく必要があります。
  - ✓ 補助対象事業の一部について、浜通り地域等での実施が困難な場合は、まずは福島県内での実施を検討いただき、浜通り地域等や福島県内に実用化開発等に必要な機器がない等のやむを得ない場合に限り、県外での実施が認められることがあります。事務局まで御相談ください。



## ポイント⑧-2

令和8年度変更あり

### ● 福島県浜通り地域等で実施する補助対象経費の考え方は？

- 施設工事費、機械設備費、調査設計費
  - ✓ 対象となる施設等が設置、納品又は移設される場所が浜通り地域等内であること
- 人件費
  - ✓ 補助事業従事者が従事する場所が浜通り地域等内であること
- 材料費等
  - ✓ 材料が消費される場所 または 発注先の本店又は支店が立地する場所（営業所は対象外）
- 外注費・委託費
  - ✓ 外注先、委託先が実際に業務を実施する場所 または 発注先の本店又は支店が立地する場所（営業所は対象外）
- その他諸経費（旅費）
  - ✓ 出発地・用務地・帰着地のいずれかが浜通り地域等内であること

**なお、福島県内の調達（発注先の本店又は支店が福島県内に立地している場合（営業所は対象外））かつ設置は審査上評価します。**



## ポイント⑨

### ● 提案件数に上限はあるか？

- 新規提案の件数は、1事業者あたり1件まで（1分野のみ）とします。
- 継続提案（令和7年度採択事業者が同一事業計画（テーマ）で令和8年度に実施するもの）が採択されている場合は新規提案できません。

提案パターン	採択可否
継続1件のみを提案する場合	採択可能
継続提案で採択された企業が新規提案を行う場合	新規提案は採択不可
継続提案で不採択となった企業が新規提案を行う場合	採択可能
新規1件のみを提案する場合	採択可能
新規2件を提案する場合	1件のみ採択可能

 **ポイント⑩****● 複数年の実用化開発等は可能か？**

- 3年間を上限として複数年計画による提案が可能です。
  - ✓ 新規の方は令和10年度までの計画になります。
- ただし、毎年度、提案し審査を受ける必要があります。
  - ✓ 毎年度の進捗・成果を踏まえ審査を受けます。  
仮に採択されたとしても、当該単年度分のみの採択となります。
  - ✓ 令和9年度以降の募集実施及び要件が確定しているわけではありません。



## ポイント⑪

令和8年度変更あり

### ● 自治体連携推進枠とは？

【重要】自治体連携推進枠の運用は、令和7年度採択事業の「継続」募集までです。  
令和8年度「新規」募集より制度改正され、地域課題解決枠となります。※P26参照

- 実用化開発等のさらなる加速化、迅速化、効率化と補助事業者の地元定着を促進するため、補助事業者と浜通り地域等の自治体が連携する事業に対する重点的支援として補助率をかさ上げする制度です。
- 自治体連携推進枠を活用して提案する場合には、当該自治体との連携協定書等を提出いただきます。
- ※ 首長との取り交わしを確認することができる自治体との連携協定書等の写しを提出してください。
- ※ 新たに自治体と連携事項を協議する場合、自治体において各種手続に係る期間が必要なため、十分な調整期間を確保ください。
- ※ 交付提案書提出締切日までに締結済の連携協定書等の写しを提出できない場合は、自治体連携推進枠で提案することはできません。



令和8年度変更あり

## ポイント⑫

### ● 自治体連携推進枠の審査ポイント

【重要】自治体連携推進枠の運用は、令和7年度採択事業の「継続」募集までです。  
令和8年度「新規」募集より制度改正され、地域課題解決枠となります。※P26参照

- 審査では下記3点の妥当性が判断されます。
  1. **自治体による協力内容の具体性**  
協力内容が具体的で、補助事業者の地元定着や自治体との連携促進を図る内容となっているか。
  2. **協力内容の実行可能性**  
各協力要素について、実施方法や目標が明確に示されているか。
  3. **自治体戦略や中長期的連携に資する公益性を有しているか**  
連携先自治体の中長期的な戦略に合致した展開計画が示されているか。
- 連携協定書等があることだけで自治体連携推進枠での提案が認められるわけではなく、自治体が抱える課題解決にどのように寄与するのか等、地元裨益・定着に貢献するものであるかを確認します。



## ポイント⑬

令和8年度新設

### ● 地域課題解決枠とは？

- イノベ構想重点6分野の産業振興や浜通り地域等の抱える地域課題の解決に向けて、補助事業者と浜通り地域等の自治体等が連携する事業に対する重点的支援として、補助率をかさ上げする制度です。
  - ✓ イノベ構想の青写真等を参考に、浜通り地域等の地域課題の例をイノベ機構HPで公表しましたのでご参照ください。(<https://www.fipo.or.jp/framework/issue>)
- 地域課題解決枠を活用して提案する場合には、地域課題解決に向けた自治体等との合意文書等を提出いただきます。
  - ✓ 首長との取り交わしを確認することができる地域課題解決に向けた自治体との合意文書等の写しを提出してください。 (例：連携協定書、合意書、覚書 等)
  - ✓ 新たに自治体と連携事項を協議する場合、自治体において各種手続に係る期間が必要なため、十分な調整期間を確保ください。
  - ✓ 交付提案書提出締切日 (※) までに合意文書等の写しを提出できない場合は、地域課題解決枠で提案することはできません。  
※令和8年度に限り、審査会までの提出を認めます。
  - ✓ 自治体連携推進枠を活用した実績のある事業者においては、過去に締結した取り交わし書を提出書類とすることも可能ですが、本事業における連携内容や地域課題解決に向けた実施計画を別途交付提案書に記載してください。



令和8年度新設

## ポイント⑯

### ● 地域課題解決枠の審査ポイント

➤ 審査では下記4点の妥当性が判断されます。

#### 1. 自治体との協力内容の具体性

- ✓ 産業振興や地域課題解決等に関する協力内容が具体的で、補助事業者の地元定着や自治体との連携促進を図る内容となっているか。
- ✓ 実用化・事業化に資する連携内容であるか。

#### 2. 協力内容の実行可能性

各協力要素について、実施方法や目標が明確に示されているか。

#### 3. 自治体やイノベ構想地域パートナーとの協力体制の構築状況

- ✓ 自治体や支援機関等との協力体制が整備されているか。連携において自治体や支援機関等が実施する内容が明らかとなっているか。
- ✓ 継続提案の場合は、各年度事業実施後に実際の連携内容を報告いただき、審査に反映。※単年度事業においても連携内容の報告は必須

#### 4. 自治体戦略や中長期的連携に資する公益性を有しているか

連携先自治体の中長期的な戦略に合致した展開計画が示されているか。



# ポイント⑯-1

令和8年度新設

## ● イノベ構想地域パートナーとは？

- 本事業では、自治体との連携に加えて福島県内の産業支援機関や教育機関等の”イノベ構想地域パートナー”と連携して実用化・事業化を進めることを推奨（地域課題解決枠では重点的に評価）します。
- 連携・サポートに係る費用は、補助対象経費として計上可能です。
- 浜通り地域等外の福島県内他地域の支援機関や企業・個人等もパートナーとなりえますが、実用化・事業化に資する連携であるかを審査します。
- 例えば、委託先としての関係の場合もパートナーに含まれますが、情報提供・助言を受ける等のより幅広い提携関係も、実用化・事業化に資する連携と認めえます。

支援機関等の例	役割のイメージ
・ 県内研究機関（F-REI、ハイテクプラザ等）	・ 実用化開発・実証等への協力・技術的指導・助言
・ 県内に拠点のある大学・高専等の教育機関	・ 出前授業・課題研究やインターンの受入を通じた連携 等
・ インキュベーション施設	・ 事業化に向けて、量産化や試作等で協力可能な企業とのマッチング
・ 県内の産業支援機関、地域金融機関、中小企業支援機関	・ 自治体・地域の活動と実用化開発等との連携促進 等



## ポイント⑯-2

令和8年度新設

### ● イノベ構想地域パートナーとは？

➤ 具体的な連携のイメージは以下のとおり。

- 支援機関×企業
  - ✓ 福島県ハイテクプラザへの委託研究でドローンの飛行制御技術を開発
  - ✓ 飛行試験の条件設計等について、福島ロボットテストフィールドに技術相談
- インキュベーション施設×企業
  - ✓ インキュベーション施設内の企業と、実用化開発企業とのマッチング支援
  - ✓ 市町村や住民・地元企業への理解醸成への協力等
- 教育機関×企業
  - ✓ ドローンの飛行制御システムの開発について、福島県内大学と共同研究を実施
  - ✓ 技術指導（打合せや試験への立会い等）を大学等に依頼
  - ✓ 高専等と連携した技術開発の実施
  - ✓ 出前授業、インターンシップ等の連携

# 3 補助率、補助額

令和8年度変更あり

## ● 補助率

区分	地元企業等	地元企業等と連携する企業
中小企業	2／3	<u>(3／4※)</u>
大企業	1／3	<u>(1／2※)</u>

※ 連携協定書等に基づいて福島県浜通り地域等の自治体と連携して事業を実施する企業等については  
 ( ) 内の補助率が適用されます。 (継続：自治体連携推進枠、新規：地域課題解決枠)

### 【中小企業の定義】

業種	定義（従業員規模・資本金規模）
製造業、その他業種	300人以下 又は 3億円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
小売業	50人以下 又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下 又は 5,000万円以下

注1) 国立研究開発法人である研究所、大学、高専は、“中小企業”とみなす。

注2) 農業協同組合など、農林水産業は、“その他の業種”とみなす。

注3) いわゆる“みなしだ企業”は大企業の補助率が適用されます。

注4) 連携提案の場合、個々に中小企業・大企業の別を判断します。

## ● 補助率

- 次のいずれかに該当する中小企業は、みなしだ企業とし、大企業の補助率となります。
  - ① 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に定める者で、中小企業以外の者をいう。以下同じ。）が所有していること
  - ② 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること
  - ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めていること
  - ④ 資本金または出資金が5億円以上の法人に直接または間接に100%の株式を保有されていること
  - ⑤ 交付提案時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えていること

## ● 補助額

- 補助額は、補助対象経費に補助率を乗じた額とします。
- 補助上限額は、1事業計画あたり7億円(複数企業等による連携提案の場合、合計額)とします。
  - ✓ 複数年計画であっても、年度毎の額となります。
- 採択された場合であっても、提案書に記載された補助金額がそのまま認められず、補助金額が減額される場合があります。

# 4 補助対象経費

経費区分	内容
直接経費	①施設工事費 実用化開発等を行うために不可欠で最低限必要な施設（これらと一体的に整備される設備を含む。）の整備又は改修に要する経費（土地の取得造成費、既存建物解体費、既存設備の撤去費、外構工事費その他施設本体に直接関係のない工事費を除く。）及び既存設備の移設に必要な経費（実用化開発等を行うために不可欠で最低限必要な既存設備であって、新規に導入する設備と合わせて使用する必要がある設備の移設で、移設に係る経費が、既存設備と同じ設備を新たに導入するより経済的である場合に限る。）
	②機械設備費 実用化開発等に必要な機械装置（ソフトウェアを含む。）の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕等に必要な経費及び実用化開発等を実施するために直接必要な機械装置を製作するために必要な工具器具備品（木型、金型を含み、耐用年数1年以内のものを除く。）の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
	③調査設計費 ①施設工事費、②機械設備費に係る調査費及び設計費

# 4 補助対象経費

経費区分	内容
直接経費	④人件費 実用化開発等に直接従事する者的人件費
	⑤材料費等 実用化開発等に必要な材料、副資材、消耗品等の購入に要する経費
	⑥外注費 実用化開発等に必要な加工等試作、試験・実験、分析、ソフトウェア製作等を外注する場合に要する経費
	⑦委託費 ※ 民間企業、大学、公設試験場等へ実用化開発等の一部を委託する場合（試験・評価、知的財産権先行調査・弁理士費用（特許印紙代等を除く）、市場調査等実用化開発等に必要な調査等の委託を含む。）に要する経費
	⑧その他の諸経費 実用化開発等に必要な謝金、旅費、事務経費（通信・運搬費、印刷製本費、使用料・賃借料、光熱水費、補助員費、展示会出展・市場調査費等に必要な経費を含む。）
間接経費	直接経費の5パーセント以下

※ 1 補助対象経費は、原則、福島県浜通り地域等において実施される場合に限る。

※ 2 ⑦の経費については、直接経費の30パーセント以下であることが必要。

※ 3 使用実績の把握が困難な材料等は、補助対象経費とはならない。

※ 4 研究開発・実証の根幹となる取組の大半を外注、委託することは認められない。

## 4 補助対象経費

経費区分		主な内容（実用化開発等に必要なものに限る）
直接経費	①施設工事費	実用化開発等を行うために不可欠で必要最低限な施設の整備、改修に要する経費、既存設備の移設に必要な経費
	②機械設備費	実用化開発等に必要な機械装置の購入、試作、改良、据付け、借用、修繕等の経費
	③調査設計費	①、②のに係る調査費及び設計費

### ● 施設工事費

- ✓ 実用化開発等を行うために不可欠で必要最低限の施設に限られます。
- ✓ 土地の取得費や造成費は対象外です。
- ✓ 撤去費、外構工事費及び施設本体に直接関係のない工事費は対象外です。
- ✓ 新規に導入する設備と合わせて使用する必要がある設備の移設に係る経費は対象（新たに導入するより経済的な場合に限る）です。

## 4 補助対象経費

経費区分		主な内容（実用化開発等に必要なものに限る）
直接経費	⑥外注費	加工等試作、試験・実験、分析、ソフトウェア制作等を外注する経費
	⑦委託費	民間企業、大学、公設試験場等への実用化開発等の一部を委託する経費

※⑦の経費については、直接経費の30パーセント以下であることが必要。

### ● 外注費

- ✓ 研究開発要素が含まれていないもの（仕様書や設計書などおりに製作等を行う場合など）です。

### ● 委託費

#### ➤ 直接経費の30%以下とします。

- ✓ 研究開発要素が含まれているもの（仕様書や設計書等を基に自らの判断で開発する場合など。委託契約書の作成が必須）です。

※外注費及び委託費の割合が高い提案については、妥当性・必要性等を厳格に審査します。

## 4 補助対象経費

経費区分	主な内容（実用化開発等に必要なものに限る）
間接経費	直接経費の5%以内

### ● 間接経費

➤ **直接経費の5%まで認められます。**

- ✓ 実用化開発等に取り組む上で実証や研究に必要な環境改善や機能向上等に関する経費。
- ✓ 事業者の裁量で執行できます。経費の内訳がわかる一覧表を提出してください。
- ✓ 例) PCや机の購入、光熱水費、通信運搬費など

 **ポイント⑯**

● 浜通り地域等に生産工場を立地したいが、補助対象として認められるか？

- 認められません。
- 本格操業のための生産等の施設や設備は、立地補助金等の制度を活用してください。
- なお、補助事業で取得した財産等の事業転用等も必要な手続きを踏めば可能ですが、申請目的によっては認められない場合がありますので事務局に相談ください。



## ポイント⑯

令和8年度新設

- 浜通り地域等の拠点で活動等をするに当たって、浜通り地域等での新規雇用が困難な場合、本社所在地等で採用したのち浜通り地域等に駐在させててもよいか？

- 経費計上は可能です。地域内で稼働した人件費に加え、旅費や社宅等の経費も認められます。
- ただし、審査上は、浜通り地域等で新たに雇用する人数を評価対象とします。



## ポイント⑯

令和8年度新設

### ● 汎用性の高い備品等の購入は認められるか？

- 実用化開発推進上の必要性があれば、認められる場合もあります。
- その場合、必要性を示した理由書と併せて、**補助目的以外の用途で使用しない旨の宣誓書**を提出いただきます。



## ポイント⑯

- 特許の取得のための審査請求料や特許料の経費は、対象として認められるか？

- 認められません。  
ただし、知的財産権先行調査、弁理士費用（特許印紙代等を除く）は委託費の対象となります。
- 特許料等には減免制度や出願時の早期審査・早期審理制度等がありますので、詳しくは、福島イノベーション・コスト構想推進機構へご相談ください。

# ● 有償実証の考え方

- 補助事業期間中に有償実証（想定顧客等からのフィードバックを技術開発に反映するために製品やサービスの試作品を有償で提供するもの）を行うことは可能ですが、以下の項目に対応するとともに、その売上高相当分に補助率を乗じた額を補助金相当額から控除する必要があります。有償実証の結果、売上高が交付提案書に記載した計画値に満たない場合においても、補助金の増額は認められませんのでご留意ください。
  - 交付提案書への活動計画の記述（有償実証の内容、時期、実用化・事業化に向けた必要性、売上高の見込み等を記載する）
  - 月次での事務局への活動状況報告（提供先・価格等の報告含む）
  - 有償実証の実施結果のまとめと実績報告書への記述（経費内訳の作成時は、補助金相当額から交付提案時に控除した額（売上高の計画値に補助率を乗じた額）を減じることで補助金申請額を算出します。なお、有償実証による売上高の実績額は実績報告書に記載してください）
- また、有償実証するために要する経費は補助対象としますが、交付提案書に記載した有償実証で得られる売上高の計画値の範囲内としてください。
- 年度途中に有償実証の計画が新たに、もしくは変更が生じた事業者は、変更承認申請書を提出し、あらかじめ知事の承認を得る必要があります。

上記「有償実証の考え方」については、変更等が生じる場合がありますので事務局からの指示に従ってください。

# ● 有償実証の考え方

※補助率1/2の場合

## 認められる場合①：有償実証に要する経費と売上高が同額

例：有償実証に要する経費80 = 売上高80 の場合

支出			収入	
経費全体額 (A) 1,200	補助対象経費 (B) 1,200	補助金相当額 (C) $1,200 \times 1/2 = 600$	補助金申請額 $600 - (80 \times 1/2) = 560$ ※補助金相当額 (C) から売上高相当分に補助率を乗じた額を控除	補助金申請額 <b>560</b>
うち、 有償実証に要する経費 80			売上高控除 $80 \times 1/2 = 40$	売上高 80
			自己資金等 600	自己資金等 560

## 認められる場合②：有償実証に要する経費が売上高を下回る

例：有償実証に要する経費30 < 売上高80 の場合

支出			収入	
経費全体額 (A) 1,200	補助対象経費 (B) 1,200	補助金相当額 (C) $1,200 \times 1/2 = 600$	補助金申請額 $600 - (80 \times 1/2) = 560$ ※補助金相当額 (C) から売上高相当分に補助率を乗じた額を控除	補助金申請額 <b>560</b>
うち、 有償実証に要する経費 30			売上高控除 $80 \times 1/2 = 40$	売上高 80
			自己資金等 600	自己資金等 560

# ● 有償実証の考え方

※補助率1/2の場合

認められない場合：有償実証に要する経費が売上高を上回る

例：有償実証に要する経費200>売上高80 の場合

支出			収入	
経費全体額 (A) 1,200	補助対象経費 (B) 1,080  うち、 有償実証に要する経費 80	補助金相当額 (C) $1,080 * 1/2 = 540$	補助金申請額 $540 - (80 * 1/2) = 500$ ※補助金相当額 (C) から売上 高相当分に補助率を乗じた額を 控除  売上高控除 $80 * 1/2 = 40$	補助金申請額 500
		自己資金等 540	自己資金等 540	売上高 80
				自己資金等 500
補助事業計画の範囲外の有償実証に要する経費 120			追加の自己負担 120	

※有償実証は、補助事業計画の中でのみ実施可能です。

自己資金を投入するからといって、計画外での実証が認められるものではありません。

# 5 評価項目

令和8年度変更あり

- “浜通り地域等の産業復興”に寄与する実用化・事業化に向けた取組であることを前提に、以下の観点から評価を行います。

- 補助事業期間内に技術を実用化・事業化し、補助事業期間終了後3年以内に収益化（粗利が<sup>プラス</sup>等）を目指す計画となっているか評価します。
  - ✓ 産業集積や事業化を一層進めるため、要素技術開発に成功している実証フェーズの取組を特に評価。
- 基礎評価では、提案内容を実現していくために必要となる戦略、経営資源が整っているか否かを客観的な情報を基に評価します。
- 総合評価では、提案された研究開発・実証が実用化・事業化される可能性や、実用化・事業化後の福島県浜通り地域等の産業復興に対する効果について評価します。

※技術開発の難易度が高い提案や事業規模・金額が大きい提案に対しては、その実現可能性、事業性、地元裨益性等をより厳密に審査します。必要に応じて、追加の資料等を求める場合があります。

# 【加点評価 1/2】

令和8年度変更あり

- 実用化・事業化に向けては、必要な体制のもと、マーケットニーズを確認しながら研究開発を推進することが重要であることから、マーケットアドバイザーと密に連携し、助言等を受けながら取り組む開発テーマに関しては加点します。
  - ✓ マーケットアドバイザーとは、本事業で実用化する製品やサービスの想定顧客または想定顧客層へのアプローチが可能な企業等のことを指し、研究開発やその成果の事業化に関する助言等を行うもの。
  - ✓ 設置する場合は、交付提案書へ記載してください。
- 避難指示解除区域(旧緊急時避難準備区域を含む) 等を実用化開発等の拠点とする場合は、避難指示解除の時期や住民帰還の状況等を総合的に考慮し、加点します。
- 設立10年未満の中小企業に該当する場合は加点します。
  - ✓ J-Startup (地域版等含む) 、日本スタートアップ大賞、日本ベンチャー大賞、はばたく中小企業・小規模事業者300社等の受賞履歴がある場合には提案書に記載ください。

# 【加点評価 2/2】

令和8年度変更あり

- 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにて宣言をしている場合は加点します。
- 進出企業等の地元定着を促進するため、福島県内に本支店がある地域金融機関等から資金提供を受けて補助事業を実施する場合に加点します。

当該地域金融機関等からの確認書等を交付提案書提出締切  
(※) までに提出した場合には、一定程度の事業の安定性や  
資金調達見込みがあると審査上評価し、加点します。

※令和8年度に限り、審査会までの提出を認めます。

- ✓ 地域金融機関等とは、金融機関・VC（ベンチャーキャピタル）・投資家を指します。
- ✓ 確認書等とは、資金調達の見込みが分かる書類（確認書・出資意向表明書・融資証明書等）を指します。

# 【減点評価】

令和8年度変更あり

- 交付提案時において、交付提案書や添付資料に不備不足があった場合は減点します。
- 前年度採択者において、再三の指導にもかかわらず事務処理上の不備不足が著しかった場合や、実施計画が計画どおり遂行されなかつた場合は減点します。  
※継続提案のみ
- 前年度採択者において、マーケットアドバイザーを設置したにもかかわらず、当該連携が計画どおり遂行されなかつた場合は減点します。  
※継続提案のみ

令和8年度変更あり

# 6 今後について

## ● 公募時期

【継続】 2月6日(金)～2月27日(金)

【新規】 2月6日(金)～3月23日(月)

### 《要注意》

- ✓ 継続提案の場合は2月13日(金)までに、交付提案書・支出明細書・研究開発体制図の仮案を提出することで、事務局による事前確認を受けることができます。
- ✓ 【新規】の交付提案書を提出する前提として、3月13日(金)までに「提案希望届」を提出することが必要です。
- ✓ 交付提案書提出の前に管理業務委託団体（合同会社デロイト トーマツ）に内容の確認やアドバイスを受けてください。
- ✓ 申請書の記載漏れ等の不備が多数ある場合には低評価と判断されることがあるほか、審査しない場合があります。

## ● 提出方法

- 繼続・新規の提案すべてを、国の補助金電子申請システム「jGrants」にて受け付けています。
- jGrantsを利用する際に【GビズIDプライム】が必要です。当アカウントは、取得申請後、発行まで2～3週間程度かかります。  
(参照) <https://gbiz-id.go.jp/top/>



- GビズIDプライムをお持ちでない場合は、早めに取得いただきますようお願いいたします。
- 既にGビズIDプライムをお持ちの方であれば、GビズIDメンバーアカウントを作成することで本事業を提案することができます。

# ● 提出資料

No	資料名
1	交付提案書 ※財務分析の根拠資料としてエクセルファイルを提出すること ※新様式を使用すること
2	提案企業、連携先等の事業紹介パンフレット等
3	直近2期分の決算報告書
4	法人定款写し
5	登記事項証明書
6	県税の未納がないことの証明書
7	所得金額を証明する書類（納税証明書（その2））直近過去3年分
8	経費内訳（様式A）※新様式を使用すること
9	実用化開発体制図（様式B）
10	役員一覧（様式C）

# ● 提出資料

令和8年度変更あり

No	資料名	
11	立地予定位置	【施設工事費を計上する場合のみ】
12	施設等の平面図	【施設工事費を計上する場合のみ】
13	施設等の機械設備配置がわかる図面等	【施設工事費を計上する場合のみ】
14	全体計画の工程表	【施設工事費を計上する場合のみ】
15	委託先の概要、委託内容が分かる資料	【委託費を計上する場合のみ】
16	過年度様式第7号（実績報告書）	【継続事業者のみ】
17	過年度様式第7-1号（収支決算）	【継続事業者のみ】
18	自治体と連携することが分かる取り交わし書の写し	【継続：自治体連携推進枠で提案する場合のみ】 【新規：地域課題解決枠で提案する場合のみ】
19	資金調達の見込みが分かる書類（確認書・出資意向表明書・融資証明書等） 【金融機関等から資金提供を受ける計画の場合に提出を <b>推奨</b> 】	



## ポイント②⓪-1

令和8年度新設

### ● 資金調達の見込みが分かる書類とは？

- 金融機関等からの資金提供を受けて補助事業を実施する場合に、事業の安定性や資金調達見込み等を確認する観点から、金融機関等からの**確認書・出資意向表明書・融資証明書等**の提出を推奨します。
- 金融機関等の確認書等の発行には相応の時間をするため、十分な調整期間を確保ください。
- また、進出企業等の地元定着等を促進するため、**福島県内に本支店がある地域金融機関等からの確認書等を提出した場合に加点します。** 加点を希望する場合は、確認書等の提出を**必須**とします。

※令和8年度に限り、審査会までに提出いただければ加点します。



## ポイント②⓪-2

# ● 資金調達の見込みが分かる書類とは？

### ➤ 「確認書」の作成イメージ

金融機関等確認書（ひな型）		令和8年2月27日
福島県知事		
金融機関等住所 福島県××市×× 金融機関等名称 ××銀行 代表者 役職 代表取締役 代表者 氏名 実用化 太郎		
金融機関等による確認書		
記		
提案事業者名 ××株式会社 事業計画名 被災地域における××の実用化開発		
上記の地域復興実用化開発等促進事業費補助金の事業計画に関し、提案事業者の事業計画書を確認し、妥当性を認めます。		
【金融機関等】 担当者役職・氏名 融資専務 極 実用化 花子 担当者所属部署 ○○支店融資専外課 電話番号 ×××-×××-×××× 担当者メールアドレス ×××@××.co.jp		
※代表者欄に記載する役職・氏名は、記載する金融機関等の内部規定等により判断してください。 ※本確認書は、融資の確約を前提としたものではありません。		
※以下は任意で記載してください。		
事業計画書についての金融機関等の見解	事業計画書に対する助言や改善提案を行った内容等があれば記載してください	
<p>提案事業計画は技術妥当性・市場性・収益性とも概ね良好。開発体制とマイルストンも明確で実現性は中～高。需要仮説はやや楽観的であるが今後マーケティング等を強化されることを前提に、××の条件で××円を融資可能と担当者レベルでは評価。××月の融資実行を予定しており、標記補助事業の交付決定後、速やかに融資決裁に向けて行内調整する。</p> <p>・融資判断は、標記補助事業の交付決定が条件 ・実用化開発・ビジネス開発の進捗確認にあたり、当行と事業者とで四半期ごとの定期面談を設定予定。 ・左記の事業計画は当行の他に××銀行からの長期借入××円、VCからの出資××円を含むものであるため、当該資金調達の見通しは別途確認されたい。</p>		

令和8年度新設

- 事業計画名等は提案事業者から金融機関等に共有ください。
- 右肩には金融機関等の情報（住所・名称・代表者役職・代表者氏名）を記載いただきます。なお、代表者役職・氏名は、記載する金融機関等の内部規定等により判断してください。
- 【金融機関等】欄では、提案事業者への融資を相談等した/する方の情報を記載いただきます。
- 相談先金融機関等の視点から、提案事業者への資金提供についての見解や助言等を記載いただきます（任意）。

## ● 審査会

### ➤ 継続提案

- ✓ 提出資料をもとに書面審査を実施。
- ✓ 質問票により回答を求める場合があります。

### ➤ 新規提案

- ✓ 4月中旬頃から面接審査（オンラインでのヒアリング形式を想定）で実施。

## ● 採択内示

- 【継続】4月上旬、【新規】5月下旬となる見込みです。
- 提案件数等に応じて内示スケジュールは変更となる可能性があります。

## ● 事業実施期間

- 交付決定日～令和9年2月末日
  - ✓ 採択内示の後、改めて正式に申請書を提出いただき、申請内容を精査の上、交付決定となります。

## ● 補助対象経費の要件

- 原則、交付決定前に発注等したものは**補助対象外**となります。ただし、補助金交付申請日以降は**指令前着手申請が承認されれば、交付決定前であっても事業開始が可能**です。なお、指令前着手が承認されたとしても交付決定が約束されるものではなく、審査により補助金の対象外となる経費（自己負担）が生じる可能性があります。
- 事業期間終了後に支払ったものは**補助対象外**です。ただし、人件費等、事業期間内に発生した経費の内、経理処理上、期間中の支払いが困難なもので事前に事務局の承認を得たものは除きます。

## ● 管理業務委託先

### ➤ 合同会社デロイト トーマツ

- ✓ 交付提案書の作成等提案に際し、アドバイスを行います。書類の不備や記載漏れ等を防ぐため、必ず事前にご相談ください。
- ✓ 審査会や交付申請に向けた手続き、事業計画の進捗管理など、総合的に支援します。
- ✓ 4月以降、委託先が変わる場合があります。



## ポイント②1

### ● 概算払いは可能か？

- 必要性が認められれば、1回限り、事業経費の支払いが完了した部分についてのみ、交付決定額の1/2を上限として可能です。
- ✓ 概算払請求の際は、支払額の証拠書類の提示や資金計画（キャッシュフロー）のわかる書類の提出が必要です。

# 7 留意事項

## ● 本事業の実施について

- 本資料の内容は募集要領等の抜粋版のため、詳しくは募集要領等を参照ください。
- 不明な点について
  - ✓ P.71の連絡先 合同会社デロイト トーマツ、又は、福島県産業振興課までご相談ください。

## ● 本事業の実施について

- 実施市町村へ事前に相談を行い、理解と協力を得ることをお勧めします。
  - ✓ 本事業は、**地域経済における重要度や地元への波及効果、産業集積効果を重視**しており、実用化開発等を行う市町村の理解と協力が重要となります。
  - ✓ 研究開発の実証等には、市町村の協力が不可欠となる案件が多く存在します。事前に相談し、理解を得ておくことで実証等の協力体制が構築できます。

## ● 本事業の実施について

➤ 対象経費の適切な積み上げと事務処理を行う十分な体制の構築をお願いします。

- ✓ 募集要領のほか、事務処理マニュアルをご参照の上、実施してください。
- ✓ 毎月の経理等の事務処理が滞ることのないよう管理業務の計画もあらかじめご検討ください。
- ✓ 補助事業として不適切な経費申請等がある場合は、交付決定額の減額や交付決定の取消となることがあります。

## ● 本事業の実施について

- 補助事業期間内の成果創出に向けて、  
**実用化開発計画と予算の精査をお願いし  
ます。**
- ✓ 提案段階から事業費を精査し、必要に応じて参考見  
積書を取得するなど、無駄を省き精度の高い見積も  
りをお願いします。
  - ✓ 実用化開発等の内容を鑑み、早期の事業着手を必要  
とする場合には、審査結果の内示後、速やかに指令  
前着手申請書と交付申請書を提出いただくことを推  
奨します。

## ● 本事業の実施について

- 連携提案のパートナーをお探しの場合、  
公益社団法人福島相双復興推進機構 注 経由で  
候補先を紹介させて頂くことも可能です。

【連絡先】 公益社団法人 福島相双復興推進機構

産業創出グループ 産業集積課

TEL : 024-502-1115

E-mail : [kanmin\\_seizou@fsr.or.jp](mailto:kanmin_seizou@fsr.or.jp)

※参考 「ロボット関連企業ガイドブック」 <https://www.fsrt.jp/robot/>

「企業立地応援ガイド」 <https://www.fsrt.jp/supportnavi/>

注) 福島原子力発電所事故に伴い避難指示等の対象地域となった福島県内 12 市町村において、当時事業を営んでいた事業者の事業・生業・生活の再建等を支援するチーム。

## ● 本事業の実施について

- 特許料等の減免制度等の相談をしたい場合、  
公益財団法人福島イノベーション・コスト  
構想推進機構 注へご相談ください。

【連絡先】 公益財団法人福島イノベーション・コスト

構想推進機構 産業連携支援課

TEL : 024-581-6890

E-mail : [sangyo-renkei@fipo.or.jp](mailto:sangyo-renkei@fipo.or.jp)

注) 福島イノベーション・コスト構想の具体化に向け、関連プロジェクトの創出や関係  
主体間の連携促進を図る組織。

# ● 本事業の実施について

- 技術・事業の内容に関する相談がある場合は、以下の窓口にご相談ください。

団体名	相談内容
福島県ハイテクプラザ产学連携科  TEL : 024-959-1741 Email : <a href="mailto:hightech-soudan@pref.fukushima.lg.jp">hightech-soudan@pref.fukushima.lg.jp</a>	工業振興のために様々な技術支援 (技術開発、技術相談、依頼試験、 設備開放等)
(公財) 福島県産業振興センター 技術支援部 技術振興課 (テクノ・コム)  TEL:024-959-1951 E-mail : <a href="mailto:f-tech@f-open.or.jp">f-tech@f-open.or.jp</a>	新商品の開発・販路開拓支援
(公財) 郡山地域テクノポリス推進機構  TEL:024-947-4400 E-mail : <a href="mailto:techno@nm.net6.or.jp">techno@nm.net6.or.jp</a>	「新分野挑戦」「人材育成」「技術相談」「取引拡大」など、もの づくり企業向けの各種支援

# ● 本事業の実施について

- 技術・事業の内容に関する相談がある場合は、  
以下の窓口にご相談ください。

団体名	相談内容
福島ロボットテストフィールド（（公財）福島イノベーション・コスト構想推進機構） TEL : 0244-26-3431 E-mail : <a href="mailto:robot1@fipo.or.jp">robot1@fipo.or.jp</a>	ロボットの性能評価や操縦訓練等を行うことができる実証拠点（無人航空機エリア、水中・水上ロボットエリア、インフラ点検・災害対応エリア、開発基盤エリア）
ふくしま医療機器開発支援センター （（一財）ふくしま医療機器産業推進機構） TEL 024-954-3504 FAX 024-954-4033	医療機器開発における新商品の開発・販路開拓支援

# 8 昨年度からの変更点 1/3

項目	内容	頁
補助対象範囲の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業では、製品開発に限らず、製品等を構成する部品や要素技術開発なども対象ですが、基礎研究や可能性調査は、対象外です。</li> <li>TRL(Technology Readiness Level)、BRL(Business Readiness Level)の考え方に基づき、主な補助対象を掲載しました。</li> </ul>	17   19
補助事業の実施場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象事業は原則浜通り地域等で実施いただく必要があります。</li> <li>浜通り地域等での実施が困難な場合は、まずは福島県内での実施を検討してください。</li> <li>補助対象経費の考え方を明記するとともに、福島県内での調達率も評価することとしました。</li> </ul>	20   21
地域課題解決枠の新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>イノベ構想重点6分野の産業振興や浜通り地域等の抱える地域課題の解決に向けて、<b>令和8年度新規募集から地域課題解決枠を新設</b>します。 ※<b>継続募集では、従来の自治体連携推進枠となります。</b></li> <li>自治体との連携に加えて福島県内の産業支援機関や教育機関等の<b>“イノベ構想地域パートナー”</b>と連携して実用化・事業化を進めることを推奨（地域課題解決枠では重点的に評価）します。</li> </ul>	26   29

# 8 昨年度からの変更点 2/3

項目	内容	頁
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>本社所在地等で採用したのち、浜通り地域等に駐在する従業員の 人件費・旅費・社宅等の経費計上を認めます。</li> <li>汎用性の高い備品等の購入は原則不可としていますが、実用化開 発推進上の必要性があれば、認められる場合もあります。その場 合、必要性を示した理由書と併せて、<b>補助目的以外の用途で使用 しない旨の宣誓書を提出</b>いただきます。</li> </ul>	39 40
評価の ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>補助事業期間内に技術を実用化・事業化し、補助事業期間終了後 3年以内に収益化（粗利が+等）を目指す計画となっているか評 価します。</b></li> <li>産業集積や事業化を一層進めるため、<b>要素技術開発に成功してい る実証フェーズの取組を特に評価</b>します。</li> </ul>	45
マーケット アドバイザー 加点	<ul style="list-style-type: none"> <li>マーケットアドバイザー加点の定義を明確化しました。</li> <li>実用化・事業化に向けては、必要な体制のもと、マーケットニー ズを確認しながら研究開発を推進することが重要であることから、 <b>想定顧客または想定顧客層へのアプローチが可能な者と密に連携 し、助言等を受けながら取り組む開発テーマに関しては加点</b>しま す。</li> <li>マーケットアドバイザーを設置したにもかかわらず、<b>当該連携が 計画どおり遂行されなかつた場合は、翌年度の審査で減点</b>します。</li> </ul>	46 48

# 8 昨年度からの変更点 3/3

項目	内容	頁
重点復興地域 加点	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難指示解除区域(旧緊急時避難準備区域を含む)等を実用化開発等の拠点とする場合は、避難指示解除の時期や住民帰還の状況等を総合的に考慮し、加点を行うことに変更しました。</li> </ul>	46
地域 金融機関等 加点	<ul style="list-style-type: none"> <li>進出企業等の地元定着を促進するため、福島県内に本支店がある地域金融機関等から資金提供を受けて補助事業を実施する場合に加点します。</li> <li>当該地域金融機関等からの確認書等を交付提案書提出締切（※）までに提出した場合には、一定程度の事業の安定性や資金調達見込みがあると審査上評価し、加点します。 ※令和8年度に限り、審査会までの提出を認めます。</li> </ul>	47 52 53 54
提出資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関等からの資金提供を受けて実施する計画の場合は、資金調達の見込みが分かる書類（確認書等）の提出を推奨します。</li> <li>地域金融機関等加点を希望する場合は、確認書等の提出を必須とします。</li> </ul>	52 53 54

ご清聴ありがとうございました。

ご連絡先 合同会社デロイト トーマツ

E-mail: [dtc\\_f\\_jitsuyoka@tohmatsu.co.jp](mailto:dtc_f_jitsuyoka@tohmatsu.co.jp)

福島県 商工労働部 産業振興課

TEL:024-521-7283

E-mail: [business@pref.fukushima.lg.jp](mailto:business@pref.fukushima.lg.jp)